



平成30年 4月25日
国土交通省 東北運輸局
一般財団法人
東北貸切バス適正化センター

貸切バス事業者に対する巡回指導 の実施結果をお知らせします

～東北貸切バス適正化センターによる巡回指導実績～

一般財団法人東北貸切バス適正化センター（以下、「適正化センター」）は、平成29年8月10日から管内の貸切バス事業者に対して巡回指導を開始しました。初年度の実施結果を取りまとめましたのでお知らせします。

平成29年度は、東北運輸局が59の営業所に監査を行い、適正化センターは86の営業所に対して巡回指導を行いました。
適正化センターは、巡回指導を行った86営業所中51営業所に対して、運行管理等について改善要請を行い、30日以内に改善の状況を確認しています。
また、東北運輸局では、適正化センターから速報があった2営業所に対して直ちに監査を実施し、1事業者については既に輸送施設の使用停止（車両使用停止）の行政処分を行っており、もう1事業者については現在、行政処分に向けて手続き中です。
今後も軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故を二度と繰り返さないために、適正化センターと緊密に連携し、安全・安心な貸切バスの運行を図ってまいります。

記

1. 巡回指導実施営業所	86 営業所
2. 巡回指導の実施結果	
ア) 指摘なし	33 営業所 (38.4%)
イ) 改善要請	51 営業所 (59.3%)
ウ) 速報	2 営業所 (2.3%)

なお、各県毎の巡回指導実施営業所数、改善要請箇所等の詳細については、別紙のとおりです。

※適正化センターとは道路運送法に基づき国が指定した機関で、貸切バスの営業所に対する巡回指導を実施し、国による監査の補完及び事業者の自主的な改善を促します。平成30年度、東北運輸局管内では約250営業所について実施することを計画しています。
(参考)平成30年2月1日現在、東北運輸局管内390事業者、550営業所、車両数5,265両

※速報とは、「正当な理由なく巡回指導を拒否した場合」または「輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反があった場合」で、適正化センターは運輸局に直ちに連絡し、運輸局はそれを受け速やかに監査を実施するものです。



東北運輸局マスコット
“とうほくろ”

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車交通部	自動車監査官	大崎・宮崎
	Tel: 022-791-7532	
	旅客第一課	佐藤・鈴木
	Tel: 022-791-7529	
東北貸切バス適正化センター		横内
	Tel: 022-357-0681	

平成29年度巡回指導実施結果の詳細

1. 巡回指導実施状況

月	実 施 営業所数	県別巡回指導実施営業所数					
		青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島
8月	6	3			1	1	1
9月	8	4	2				2
10月	13	2	5	4		2	
11月	14		3	2	4	4	1
12月	9	3	3		1		2
1月	12		2		4		6
2月	12				8		4
3月	12		2		4	2	4
計	86	12	17	6	22	9	20

2. 巡回指導指摘事項

主な指摘項目	件数	割合(%)
①. 事業計画等(営業所・車庫の位置等)	4	2.1%
②. 帳票類の整備・報告等	25	13.4%
③. 運行管理等	116	62.0%
④. 運送引受書及び営業区域・運賃	22	11.8%
⑤. 車両管理等	2	1.1%
⑥. 労働基準法等	2	1.1%
⑦. 任意保険加入等	0	0.0%
⑧. 苦情処理	1	0.5%
⑨. 運輸安全マネジメント等	0	0.0%
⑩. その他	15	8.0%
合 計	187	100.0%

※件数は「改善要請」を行った51営業所に対する指摘事項で、30日以内に改善報告を受け改善の状況を確認しています。